(日曜日、 土曜日、 休日休刊

日刊



東京都

139

目

次

規 則 教

東 ○都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則……………… ○東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を ○東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、 ○東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、 ○都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則……………… 規 程 交 休暇等に関する規程の一部を改正 休暇等に関する規則の一部を改

程 (水

規

三

○東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正 する規程…………………………………………………………………………………………

規 程

○東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等に関する規程の一部を改

(議

休暇等に関する規程の一部改

則 教

規

1

東

京

都

教

育

委

員

会

令和二年十二月二十三日

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

●東京都教育委員会規則第四十七号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則 (昭和四十九年東京都教育委員会規則

二十四号)の一部を次のように改正する。

第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、 第十八条の二第一項第二号中「第七項」を「第六項」に改め、 同条中第三項を削り、 同条第七項中「第五

項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

第十八条の三第一項中「配偶者又は」を「配偶者若しくは」に改め、 「親族」の下に

「又は同一の世帯に属する者」を加える。

則

1 この規則は、 令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、 公布の日

ら施行する。

2 る介護休暇に係る請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。 に規定する子どもの看護休暇及び短期の介護休暇並びに同規則第十八条の三に規定す この規則による改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則第十八条の二

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月二十三日

=

東 京 都 教 育 委 員

会

●東京都教育委員会規則第四十八号

=

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則(平成十九年東京都教育委員会規則第六

十号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「配偶者又は」を「配偶者若しくは」に改め、 「親族」の下に

又は同 一の世帯に属する者」を加える

項 第三十七条第三項第一号中 を「並びに第二十八条第三項」に改める。 į 第二十八条第三項並びに第二十九条第四項及び第

Ŧī.

則に一項を加える改正規定及び次項の規定は、

公布の日から施行する。

休暇等に

この規則による改正後の東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、

2

則

1 ら施行する。 この規則は、 令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日か

2 る 規定する介護休暇に係る申請等は、この規則の施行の日前においても行うことができ この規則による改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則第二十二条に

る規則を公布する。 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等に関する規則の一部を改正す

令和二年十二月二十三日

東 京 都 教 育 委 員 会

# ●東京都教育委員会規則第四十九号

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等に関する規則の一

部を改正する規則

東京都教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等に関する規則 (平成二十七年

められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」と」を削る。 第二十一条及び第二十五条中「、「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定

「又は同一の世帯に属する者」を加える 第二十六条第一項中「配偶者又は」を「配偶者若しくは」に改め、 「親族」の下に

附則を附則第一項とし、 附則に次の一項を加える。

2 一年東京都規則第一 職員の勤務時間、 |百三号) 休日、 休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(令和 附則第二項及び附則第三項の規定は、介護を行う職員に

いて準用する。

1 この規則は、 令和三年一 月一日から施行する。 ただし、 附則を附則第一項とし、

> 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、 期の介護休暇及び同規則第二十六条に規定する介護休暇に係る請求等は、この規則の 関する規則第二十一条に規定する子どもの看護休暇、 施行の日前においても行うことができる。 休暇等に関する規則の一部を改正する 同規則第二十五条に規定する短

規則を公布する 令和二年十二月二十三**日** 

東

京 都 教 育

委

員

会

●東京都教育委員会規則第五十号

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等に関する規則の

を改正する規則

京都教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等に関する規則 (平成二十七年東

められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」と」を削る。 「又は同一の世帯に属する者」を加える。 第二十六条第一項中「配偶者又は」を「配偶者若しくは」に改め、 第二十一条及び第二十五条中「、「一時間を単位として」とあるのは 「親族」の下に 「一日につき定

則

1 ら施行する。 この規則は、 令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日

2 する規則第二十一条に規定する子どもの看護休暇、 の介護休暇及び同規則第二十六条に規定する介護休暇に係る請求等は、この規則の施 行の日前においても行うことができる この規則による改正後の東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、 同規則第二十五条に規定する短期 休暇等に関

### 程 交

規

附

### ●交通局規程第九十八号

東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等に関する規程の一部を改正する規

程を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

東京都交通局長 内 藤

休暇等に関する規程の一部を

淳

改正する規程

東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、

局規程第七号)の一部を次のように改正する。 東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等に関する規程(平成二十七年交通 1

められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」と」を削る。 第二十六条第一項中「配偶者又は」を「配偶者若しくは」に改め、 第二十一条及び第二十五条中「、「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定 「親族」の下に

則

「又は同一の世帯に属する者」を加える。

1 ら施行する。 この規程は、 令和三年一 月一日から施行する。ただし、次項の規定は、 公布の日か

2 介護休暇及び同規程第二十六条に規定する介護休暇に係る請求等は、この規程の施行 る規程第二十一条に規定する子どもの看護休暇、 この規程による改正後の東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関す 日前においても行うことができる。 同規程第二十五条に規定する短期の

#### 規 程 水

## ●東京都水道局管理規程第四十三号

東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等に関する規程の一部を改正する規

程を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

3

東京都水道局長 浜 佳

葉 子

> 東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等に関する規程の一

部を

東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等に関する規程 (平成二十七年東京

都水道局管理規程第六号)の一部を次のように改正する。 第十九条及び第二十三条中「、 「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定め

られた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」と」を削る。

則

ら施行する。 この規程は、 令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日

介護休暇に係る請求等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。 る規程第十九条に規定する子どもの看護休暇及び同規程第二十三条に規定する短期の この規程による改正後の東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関す

2

#### 規 程 (下水)

## ●東京都下水道局管理規程第五十号

東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等に関する規程の一部を改正する

規程を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

東京都下水道局長 和 賀 井 克 夫

東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等に関する規程の一部

を改正する規程

東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等に関する規程 (平成二十七年東

京都下水道局管理規程第七号)の一部を次のように改正する。

られた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」と」を削る。 第二十条及び第二十四条中「、 「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定め

第二十五条第一項中「配偶者又は」を「配偶者若しくは」に改め、 「親族」の下に

「又は同一の世帯に属する者」を加える

則

2

1 この規程は、 令和三年 月一日から施行する。 ただし、 次項の規定は、 公布の日

2 介護休暇及び同規程第二十五条に規定する介護休暇に係る請求等は、この規程の施行 する規程第二十条に規定する子どもの看護休暇、 この規程による改正後の東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、 日前においても行うことができる。 同規程第二十四条に規定する短期の 休暇等に関

#### 令 議

### ●東京都議会議長訓令第十四号 訓

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等に関する規程 東 京 都 議 会 (平成二十七年 議 会 局

令和二年十二月二十三日

東京都議会議長訓令第五号)の一部を次のように改正する。

東京都議会議長 石 Ш 良

第二十条及び第二十四条中「、 「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定め

られた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」と」を削る。

第二十五条第一項中「配偶者又は」を「配偶者若しくは」に改め、 「親族」の下に

「又は同一の世帯に属する者」を加える。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 ついて準用する。 一年東京都規則第二百三号)附則第二項及び附則第三項の規定は、介護を行う職員に 職員の勤務時間、 休日、 休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 則に一項を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。 この訓令は、 令和三年一月一日から施行する。ただし、附則を附則第一項とし、

関する規程第二十条に規定する子どもの看護休暇、 この訓令による改正後の東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、 介護休暇及び同規程第二十五条に規定する介護休暇に係る請求等は、この訓令の施 同規程第二十四条に規定する短期 休暇等に

行の日前においても行うことができる。

行 発 |電話 ○三(五三二一)一一一一(代) 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号東 郵便番号 163-8001 定 価 一箇月 本号

六、六〇〇円

|電話 ○三(三八一二)五二○一(代) |東京都文京区白山一丁目十三番七号 美 印 刷 株 式 会 社

リサイクル適性(例)

ミックス 艇

郵便番号